

平成30年草加市議会6月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第41号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第42号議案 平成30年度草加市一般会計補正予算（第1号）
- 第43号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第44号議案 草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第45号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第46号議案 草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第47号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第48号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第49号議案 横手堀ポンプ場改修工事（電気設備）請負契約の締結について
- 第50号議案 草加市名誉市民の決定を求めることについて
- 第51号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第52号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第53号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第54号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第55号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第56号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第57号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第58号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第59号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第60号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第61号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第62号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第63号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第64号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第65号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第66号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第67号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第68号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第69号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 4 号報告 平成 2 9 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 5 号報告 平成 2 9 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 号報告 平成 2 9 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 7 号報告 平成 2 9 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 号報告 平成 2 9 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 号報告 平成 2 9 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 1 0 号報告 平成 2 9 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 1 1 号報告 平成 2 9 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第 1 2 号報告 平成 2 9 年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第 1 3 号報告 平成 2 9 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

議案

第41号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例]

1 目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し等を行うものです。

2 内容

(1) 軽減判定所得の算定方法の見直し

国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額）のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の「軽減判定所得」の算定方法を次のように変更します。

ア 5割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33万円 + 27万円 × 被保険者数

↓

改正後 基礎控除額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数

イ 2割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33万円 + 49万円 × 被保険者数

↓

改正後 基礎控除額 33万円 + 50万円 × 被保険者数

(2) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の当該条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとします。

4 参考

【対象者】 国民健康保険税5割軽減の対象の世帯（見込み）70世帯（120人）

2割軽減の対象の世帯（見込み）92世帯（164人）

【影響額】 約305万円の軽減額の増

【財政措置】 保険基盤安定負担金の保険税軽減分で、軽減金額のうち3／4を県が負

担、1／4を市が負担

【軽減判定所得額（世帯の合計総所得額）】

現 行

被保険者数	7 割	5 割	2 割
1 人	3 3 万円以下	<u>6 0 万円以下</u>	<u>8 2 万円以下</u>
2 人		<u>8 7 万円以下</u>	<u>1 3 1 万円以下</u>
3 人		<u>1 1 4 万円以下</u>	<u>1 8 0 万円以下</u>



改正後

被保険者数	7 割	5 割	2 割
1 人	3 3 万円以下 (変更なし)	<u>6 0 . 5 万円以下</u>	<u>8 3 万円以下</u>
2 人		<u>8 8 万円以下</u>	<u>1 3 3 万円以下</u>
3 人		<u>1 1 5 . 5 万円以下</u>	<u>1 8 3 万円以下</u>

第 4 2 号議案 平成 3 0 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）

補正前の歳入・歳出予算額	75,360,000千円
歳入・歳出補正予算額	△ 1,053,472千円
補正後の歳入・歳出予算額	74,306,528千円

【補正予算の主な内容】

歳 入		※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。		(千 円)
款	補 正 額	主 な 内 容		
13 国庫支出金	△ 263,529	①学校施設環境改善交付金[小学校]		△ 200,093
		②学校施設環境改善交付金[中学校]		△ 63,436
17 繰入金	△ 258,543	財政調整基金繰入金		△ 258,543
20 市債	△ 531,400	③校舎等大規模改造事業債[小学校]		△ 442,500
		④校舎等大規模改造事業債[中学校]		△ 88,900
合 計	△ 1,053,472			

歳 出

(千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	567	・表彰事業		567
10 教育費	△ 1,054,039	・トイレ環境改善整備事業 (小学校)	①③	△ 480,628
		・非構造部材耐震化事業 (小学校)	①③	△ 351,980
		・校舎等大規模改造事業 (中学校)	②④	△ 221,431
合 計	△ 1,053,472			

・債務負担行為の補正 (1事業)

	事 項 (期 間)	限度額
追加 (新規設定分)	公立保育園仮設園舎借上げ事業 (平成30年度～平成35年度)	188,320千円

第43号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について**1 目的**

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税、市たばこ税等の見直し、生産性の向上に向けた中小企業の設備投資の支援措置の創設等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容**(1) 個人市民税の見直し****ア 基礎控除等の見直し**

合計所得金額が2, 500万円を超える場合は、基礎控除(43万円)及び※調整控除を適用しないものとします。

【影響額】(平成29年度課税での試算額)

- ・基礎控除 約867万円の増収
- ・調整控除 約65万円の増収

※調整控除

平成19年度の税源移譲に伴い生じた所得税と個人市民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差額に基因する負担額を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するもの

イ 非課税基準の見直し

所得税において給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替が行われ、基礎控除の額が従前の３３万円から４３万円に改められたことに伴い、その差額分（１０万円）を反映し、非課税基準を次のとおり引き上げるものです。

① 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の要件の所得金額

改正前	改正後
１２５万円以下	１３５万円以下

② 均等割の非課税基準の所得金額

改正前	改正後
$31.5万 \times (\text{本人、扶養親族等の人数})$ $+ (\text{扶養親族等を有する場合} 18.9万)$	$31.5万 \times (\text{本人、扶養親族等の人数}) + 10万$ $+ (\text{扶養親族等を有する場合} 18.9万)$

③ 所得割の非課税基準の所得金額

改正前	改正後
$35万 \times (\text{本人、扶養親族等の人数}) +$ $(\text{扶養親族等を有する場合} 32万)$	$35万 \times (\text{本人、扶養親族等の人数}) + 10万 +$ $(\text{扶養親族等を有する場合} 32万)$

【影響額】（①・②・③の合計。平成２９年度課税での試算額）

・非課税基準の見直し 約２５４万円の減収

(2) 市たばこ税の見直し

ア たばこ税率の引上げ

たばこ税率を、平成３０年１０月１日から３段階で引き上げるものです。

施行期日	市たばこ税（千本当たり）
現行	５，２６２円
平成３０年１０月１日	５，６９２円
平成３２年１０月１日	６，１２２円
平成３３年１０月１日	６，５５２円

【影響額】（平成３０年度当初予算を基準とし、平成３０年度当初予算の売渡本数が維持されると仮定した場合）

・平成３０年度 ６，４８１万円の増収

・平成３２年度 １億９，３３８万円の増収

・平成３３年度 ２億２，７１４万円の増収

イ 旧３級品に係る税率の経過措置の延長

平成27年税制改正における旧3級品に係る特例税率段階的廃止の最終段階の期間について、次のとおり延長するものです。

平成30年4月1日～平成31年3月31日	4,000円（千本当たり）
↓延長	
平成30年4月1日～平成31年9月30日	4,000円（千本当たり）

※平成31年10月1日以後旧3級品という区分は廃止され、税率は5,692円（千本当たり）となります。

【影響額】（平成30年度当初予算の売渡本数が維持されると仮定した場合）

・964万円の減収（平成31年度予算）

ウ 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこ及び紙巻たばこ並びに加熱式たばこ各商品間の税率格差を是正するため、課税方式の見直しを行い、段階的に移行するものです。

① 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法の見直し

旧課税方式	新課税方式
製品重量1gを紙巻たばこ1本に換算する。	次のア及びイによって換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。 ア 加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量はフィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。 イ 加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算する。

② 新課税方式への段階的移行

新課税方式への移行については、税額の激変緩和のため、新課税方式による紙巻たばこへの換算の割合を5分の1ずつ5段階で増やしていくものです。

施行期日	旧課税方式	新課税方式
平成30年10月1日	5分の4	5分の1
平成31年10月1日	5分の3	5分の2
平成32年10月1日	5分の2	5分の3
平成33年10月1日	5分の1	5分の4
平成34年10月1日	—	5分の5

③ 大法人に対する電子申告の義務化

平成32年4月1日以後に開始する事業年度から、※大法人の法人市民税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書（添付書類も含みます。）の提出は、これらの申告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないものとし、電子申告がなされない場合は、不申告として取り扱うものです。

※大法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社 市内の大法人数 523法人（平成28年度課税）

④ 生産性の向上に向けた中小企業の設備投資の支援措置の創設

地域の中小企業による設備投資の促進に向け、生産性向上特別措置法の規定により市が作成した「導入促進基本計画」に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロする3年間の時限的な特例措置を創設するものです。

⑤ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための設備について、特例割合を縮減した上で、特例措置の対象となる設備の取得の期間を、平成30年3月31日から平成32年3月31日まで2年延長するものです。

特例割合の見直し

改正前	改正後
3分の1 （3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）	2分の1 （2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）

(6) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス）設備について、各設備に係る特例割合の区分を見直した上で、特例措置の対象となる設備の取得の期間を、平成30年3月31日から平成32年3月31日まで2年延長するものです。

各施設の特例割合の区分の見直し

特例割合（変更なし）	改正前	改正後
3分の2 （3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）	太陽光（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けたものを除く。） 風力	太陽光（1,000kw未満） 風力（20kw以上） 水力（5,000kw以上） 地熱（1,000kw未満） バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満）
4分の3 （4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）		太陽光（1,000kw以上） 風力（20kw未満）
2分の1 （2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）	水力 地熱 バイオマス （20,000kw未満）	水力（5,000kw未満） 地熱（1,000kw以上） バイオマス（10,000kw未満）

(7) 住宅用地及び市街化区域農地に係る負担調整措置の延長及び商業地等に係る据置特例の延長

住宅用地及び市街化区域農地に係る負担調整措置及び商業地等に係る据置特例を、平成32年度まで3年延長するものです。

(8) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次に掲げるものについては、当該期日から施行します。

ア 個人市民税の見直し 平成33年1月1日

イ 大法人に対する電子申告の義務化 平成32年4月1日

ウ 市たばこ税の見直し 平成30年10月1日から平成34年10月1日まで1年ごとに段階的に施行

エ 生産性の向上に向けた中小企業の設備投資の支援措置の創設 生産性向上特別措置法の施行の日

第44号議案 草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

草加市立きたや保育園の建て替えに伴い、同園の名称及び位置を変更するものです。

【現 行】草加市立きたや保育園 草加市松原四丁目3番1号

↓

【改正後】草加市立まつばらきた保育園 草加市松原五丁目6番1号

2 施行期日

平成30年9月25日から施行します。

第45号議案 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、

※放課後児童支援員の資格要件を拡大するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 放課後児童支援員の資格要件の拡大

放課後児童支援員の資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを追加します。

(2) その他

放課後児童支援員の資格要件のうち、教諭に関する規定について所要の整備を行います。

※放課後児童支援員

放課後児童健全育成事業者が配置しなければならない学童保育の従事者で、厚生労

働省令に従い市町村が条例で定める資格要件のいずれかを満たし、都道府県が実施する研修を修了したもの

3 施行期日

公布の日から施行します。

第46号議案 草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

国民健康保険法等の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

県の国民健康保険事業の運営に関する協議会と区別するため、市が設置している国民健康保険運営協議会について、市の国民健康保険事業の運営に関する協議会であることを明記するとともに、診療報酬の算定方法を定める告示の一部改正に伴う条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第47号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法施行令の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

引用条項の変更

3 施行期日

平成30年8月1日から施行します。

第48号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の要件を拡大するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の要件の拡大

サービス供給量を増やす観点から、診療所の参入を進めるため、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の要件に、病床を有する診療所を開設している者を追加します。

(2) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日とします。

第49号議案 横手堀ポンプ場改修工事（電気設備）請負契約の締結について

1 目的

台風、豪雨等による浸水被害の低減を図るため、供用開始から30年以上が経過した横手堀ポンプ場の電気設備の更新を行うに当たり必要となる本工事の請負契約を締結しようとするものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：248,400,000円

4 契約の相手方：埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目247番地

荏原商事株式会社関東支社

支社長 酒 井 康 雄

5 工事概要

(1) 工事場所

草加市谷塚上町地内

(2) 工事内容

ア 受変電設備設置 1式

イ 非常用発電設備設置 1式

6 工期：本契約締結の日から平成31年（2019年）5月31日まで

7 入札：公告年月日 平成30年4月17日

入札日時：平成30年5月8日（火）午前11時

第50号議案 草加市名誉市民の決定を求めることについて

元衆議院議員及び元草加市長の今井宏氏を草加市名誉市民に推薦し、草加市名誉市民条例第4条の規定により、議会の決定を求めるものです。

【参考】

- ① 名誉市民第1号 ^{のぐち}野口 ^{たしち}太七氏 昭和35年1月2日受章
草加町議会議員、草加町長、埼玉県議会議員
- ② 名誉市民第2号 ^{うしやま}牛山 ^{しんきち}信吉氏 昭和42年8月16日受章
草加町議会議員、草加町収入役、草加町助役、草加町長、草加市長（初代）

第51号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員木村忠義氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第52号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

新たに資産税課長の職にある高橋義明を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第53号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員中村幸彦氏は、平成30年7月8日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第54号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員谷古宇孝氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第55号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員富岡綾子氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となるので、引き

続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第56号議案～第69号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たな農業委員会委員に次の者を任命したく、同法第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

	氏 名	備 考
56	石関博幸氏	農業者
57	篠宮健次郎氏	
58	鈴木裕介氏	
59	高野重孝氏	
60	鳥海勝次氏	
61	豊田林一氏	
62	中村隆氏	
63	蓮沼泰文氏	
64	羽鳥三智子氏	
65	船渡政道氏	
66	横山勲氏	
67	横山伸夫氏	
68	渡邊明男氏	
69	土佐一仁氏	利害関係を有しない者（弁護士）

報 告

第4号報告 平成29年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第5号報告 平成29年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第6号報告 平成29年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第7号報告 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第8号報告 平成29年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第9号報告 平成29年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第10号報告 平成29年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 第 1 1 号報告** 平成 2 9 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第 1 2 号報告** 平成 2 9 年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第 1 3 号報告** 平成 2 9 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について